

【改訂5版】食品表示検定・初級 認定テキスト 訂正情報

2018年3月30日

●2018年1月19日付で「食品表示基準Q&Aについて」(第140号通知)が改正されました。それに伴い、本書の記述を以下の通り訂正致します。お手数をおかけしますことをお詫び申し上げます。

作成：一般社団法人食品表示検定協会

正誤表 発表日	対象と なる刷	ページ	章	訂正箇所	訂正前	訂正後	記
22 月0 21 88 日年	1刷	P115	3-9	上から1行目	「原産国」とは、例えば、 せんべいを焼く・揚げる といった加工や製造によりその商品の内容に“実質的な変更をもたらす行為を行った国”をいいます。	「原産国」とは、例えば、 濃縮果汁を希釈する といった加工や製造によりその商品の内容に“実質的な変更をもたらす行為を行った国”をいいます。	法令の改正に 関する表現修 正
		P115	3-9	下から3行目	商品の内容について実質的な変更をもたらす行為(濃縮果汁の希釈、 米菓の煎焼又は揚げ 等)をしていない製品	商品の内容について実質的な変更をもたらす行為(濃縮果汁の希釈等)をしていない製品	

【参考資料】

「食品表示基準Q&Aについて」(消費表第140号)通知 第4次改正(2018年1月19日付)の新旧対応表を一部抜粋しています。このように、商品の内容について実質的な変更をもたらす行為の範囲が改められましたので、テキストの記述について、改正後の内容に合わせるため、一部訂正を致します。

改正前(旧)	改正後(新)
(加工-149)S国で素焼きしたおかきを輸入し、国内で仕上げ(味付け)をするのですが、原産国表示が必要となりますか。	(加工-149)S国で素焼きしたおかきを輸入し、国内で仕上げ(味付け)をするのですが、原産国表示が必要となりますか。
(答) 製品の原産国とは景品表示法に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」において「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行なわれた国」と定義されており、 米菓については「煎焼又は揚げ」を行った国が原産国と整理されています。したがって御質問のおかきについては、原産国名をS国と表示する必要があります。	(答) 製品の原産国とは景品表示法に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」において「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行なわれた国」と定義されており、 素焼きしたおかきに味付けする行為は、商品の内容について実質的な変更をもたらす行為に該当するため、原産国表示は必要ありません。

●本書の記述において、下記のような誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

正誤表 発表日	対象と なる刷	ページ	章	訂正箇所	訂正前	訂正後	記
22 月0 21 88 日年	1刷	P226	4-27-2	〈お品書きや料理に表示をする場合〉	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 黒毛和牛すき焼き </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 本日のお肉の 個体識別便号は 1234567890 です。 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 黒毛和牛すき焼き </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 本日のお肉の 個体識別番号は 1234567890 です。 </div>	誤記訂正
32 月0 31 08 日年	1刷	P123	3-11	下から4行目	「1食分」 「1包装」 と表示する場合には「1食分(〇〇g)」のように、具体的な…	「1食分」と表示する場合には「1食分(〇〇g)」のように、具体的な…	誤記訂正
		P165	4-8	〈アイスクリームの表示例〉	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 原材料名 牛乳(国内製造)、生クリーム、脱脂粉乳、卵黄(卵を含む)、… </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 原材料名 (①)牛乳(国内製造)、生クリーム、脱脂粉乳、卵黄(卵を含む)、… (②)牛乳(国内製造)、乳製品、卵黄(卵を含む)、… </div>	参考情報 (補足参照)

※補足
生クリームについては、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(乳等省令)」で定義された語ではないものの、食品の一般名称として広く使われているものであることから現在のテキストの表示(①)であっても問題はありませぬ。一方、「乳等省令」に沿った形で、生クリームを乳製品と表示する場合は、「乳等省令」で同じく乳製品に分類されている脱脂粉乳を生クリームとあわせて「乳製品」と表示(②)することになります。

(以上)